

(私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置)

第一百四十四条 施行日前に前条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第三十四条第二項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正)

第一百四十五条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)の一部を次のように改める。

第五条第三項中「権利は」の下に「これを行ふことができる時から」を加え、「行わない」を「行使しない」に改める。

第九条中「権利は」の下に「これを行ふことができる時から」を加え、「完成猶予及び更新」に改める。

第十五条第三項中「権利は」の下に「これを行ふことができる時から」を加え、「行わない」を「行使しない」に改める。

第十六条中「権利は」の下に「これを行ふことができる時から」を加え、「行わない」を「行使しない」に改める。

第十七条中「権利は」の下に「これを行ふことができる時から」を加え、「行わない」を「行使しない」に改める。

第十八条中「権利は」の下に「これを行ふことができる時から」を加え、「行わない」を「行使しない」に改める。

第十九条中「権利は」の下に「これを行ふことができる時から」を加え、「行わない」を「行使しない」に改める。

第二十条中「一年間行わない」を「これを行ふことができる時から一年間行使しない」に改める。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正)

第一百四十六条 施行日前に前条の規定による改正前の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第五条第三項に規定する時効の中斷の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第一百四十七条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「てん補」を「壇補」に改め、同項各号中「時までの」の下に「その損害の発生時における」を加える。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百四十八条 施行日前に原子力損害(前条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律第二条第二項に規定する原子力損害をいう。)の発生の原因となつた事実が生じた場合における他の法律による給付との調整については、前条の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律附則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正)

第一百四十九条 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「権利は」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

(著作権法の一部改正)

第一百五十条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改める。

第七十四条第一項第一号を次のように改める。

一 補償金の提供をした場合において、著作権者がその受領を拒んだとき。

第七十四条第一項第四号中「場合〔〕を「とき〔〕に「除く。」」を「除く。」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「場合〔〕を「とき。」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「過失がなくて」を削り「場合〔〕を「とき。」(その者に過失があるときを除く。)」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 著作権者が補償金を受領することができないとき。

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

第一百五十二条 施行日前に前条の規定による改正前の著作権法(以下この条において「旧著作権法」という。)第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項、第六十八条第一項若しくは第六十九条の補償金、旧著作権法第九十五条第一項若しくは第九十七条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項の報酬又は第一項の第二次使用料、旧著作権法第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第六項に規定する使用料の支払義務が生じた場合におけるこれらの補償金、二次使用料、報酬又は使用料の供託については、なお従前の例による。

(スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正)

第一百五十二条 スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)の一部を次のように改める。

第二十条中「一年間行わない」を「これを行ふことができる時から一年間行使しない」に改める。

(PTA・青少年教育団体共済法の一部改正)

第一百五十三条 PTA・青少年教育団体共済法(平成二十二年法律第四十二号)の一部を次のように改める。

第九条第四項中「第七百二十四条」の下に「及び第七百二十四条の二」を加える。

(PTA・青少年教育団体共済法の一部改正に伴う経過措置)

第一百五十四条 前条の規定による改正前のPTA・青少年教育団体共済法(次項において「旧PTA・青少年教育団体共済法」という。)第九条第四項において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

前条の規定による改正後のPTA・青少年教育団体共済法第九条第四項において準用する新民法第七百二十四条の二の規定は、旧PTA・青少年教育団体共済法第九条第一項の規定による損害賠償の請求権の同条第四項において準用する旧民法第七百二十四条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に経過していた場合については、適用しない。

(展覧会における美術品損害の補償に関する法律の一部改正)

第一百五十五条 展覧会における美術品損害の補償に関する法律(平成二十三年法律第十七号)の一部を次のように改める。

第八条中「三年間行わない」を「これを行ふことができる時から三年間行使しない」に改める。

(東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中斷の特例に関する法律の一部改正)

第一百五十六条 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中斷の特例に関する法律(平成二十五年法律第三十二号)の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の完成猶予の特例に関する法律

第一条及び第二条(見出しを含む。)中「中断」を「完成猶予」に改める。

(東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中斷の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百五十七条 施行日前に和解の仲介(前条の規定による改正前の東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中斷の特例に関する法律第一條に規定する和解の仲介をいう。)の申立てがされた場合におけるその申立てに係る時効の特例については、前条の規定による改正後の東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の完成猶予の特例に関する法律第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律の一部改正)

第一百五十八条 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改める。